

旅客営業規則の改定

改定日 令和5年4月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 二重線：削除）

I. 旅客営業規則

（土・休日割引回数乗車券の発売）

第39条の3 旅客が、土曜日及び休日に大人片道普通旅客運賃 ~~860~~1,020 円以内の区間を運賃区間を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な14券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって土・休日割引回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道普通乗車券を発売できるものに限る。

（区間変更）

第155条 旅客はあらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券及び回数特別急行券に表示された着駅又は経路について、第149条第1号に規定する区間変更をすることができる。

2 旅客がその所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券及び回数特別急行券に表示されている発駅を、着駅に対してその発駅よりも外方となる駅に変更又はその発駅と異なる方向の駅に変更する場合も前項に準じて取り扱う。

3 前各項の取扱いをする場合は、次の各号に定める旅客運賃・料金を収受する。

（1）普通乗車券

原乗車券の区間に対する旅客運賃（既収旅客運賃）と実際乗車区間に対する旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券（身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、**精神障害者割引乗車券**、学生割引乗車券）で適用できるときは、その割引率を適用して運賃計算する。

（2）回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）

原乗車券の区間に対する普通旅客運賃と乗車駅から変更着駅までの区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。この場合原乗車券が身体障害者割引乗車券~~又は~~、知的障害者割引乗車券 **又は精神障害者割引乗車券** であるときは、その割引率を適用して運賃計算する。

（3）特別急行券

原特別急行券に対する既収の特別急行料金と、実際乗車区間に対する特別急行料金とを比較して不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

（4）回数特別急行券

前号に準ずる。但し、既収料金は割引額を控除しない額を基準として計算する。

（5）特別車両券

第3号に準ずる。

(再收受した旅客運賃の払戻し)

第167条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とを最寄駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料~~160~~180円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。但し、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(参考) 旅客運賃払戻請求権の1か年の時効 鉄道営業法第14条

払戻請求権行使の期限 規則第147条

(旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し)

第169条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを次の各号に定める駅に差し出し、既に支払った普通旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき~~160~~180円を支払う。

(1) エンコード乗車券は発行駅(往復用として発行した乗車券で復片のみ払い戻す場合は復片の発駅)但し、第19条第1項第1号イの規定により発行した普通乗車券で、特別急行券と同時に払い戻す場合は特別急行券発売駅(定期券・特急券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。)

(2) 前号以外の乗車券は最寄駅

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が往復乗車を条件とした割引乗車券であって、往片又は復片を使用している場合の払戻額は、前項の規定にかかわらず、既収の往復旅客運賃から既に使用した往片又は復片の券片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(「楽」及び「つどい」乗車料金の払戻し)

第173条の2 旅客は、旅行開始前に団体専用列車「楽」又は観光列車「つどい」への乗車が不要となった場合は、第171条第1項を準用するものとし、手数料は1人につき~~160~~180円とする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払戻し)

第176条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつその所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき~~160~~180円を支払う。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券又は回数特別急行券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 第1項の規定による旅客運賃の払戻しを請求する旅客は、その所持する特別急行券及び特別車両券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合旅客は、特別急行券については第171条に規定する手数料を支払うものとする。但し、個室券は除く。

5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとる。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第178条 発売当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、その翌日まで有効期間を延長又は手数料~~160~~180円を収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

(参考) 発売当日限り有効の乗車券の有効期間の延長 鉄道運輸規程第16条

(入場料金)

第193条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 ~~160~~180円

小児 ~~80~~90円

以上